

自転車指導啓発重点路線（桜井警察署）

令和4年5月

この路線でよく見られる自転車利用者の違反形態

- ヘッドホンを使用しながらの運転
- 無灯火
- 二人乗り

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

★自転車運転する人は次の点に気を付けましょう！★

- 1 **ながら運転は禁止！**
(ヘッドホン使用、携帯電話使用、傘さし運転など)
ながら運転は、操作ミスや不注意な運転につながり危険です。周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 2 **ライトは点灯！**
夜間は、ライトを必ず点灯しましょう。自分の存在をアピールすることが大切です！
- 3 **2人乗りは禁止！**
自転車は、原則1人乗りです。2人で乗ればブレーキもハンドル操作も危険が伴います！

【重点路線①】 市道（桜井駅南口～谷東交差点）

【重点路線②】 市道（桜井駅南口～中央通り商店街北側の間）

➤ **選定理由**

学生の徒歩通学路であると共に、駅前駐輪場が設置されていることから、自転車利用者が多く、人通りも多い。

重点路線のある、桜井駅前交番管内では過去5年間、39件の自転車関連事故の発生があります。

自転車関連事故発生状況(H29～R3)		
区分	桜井警察署管内	
	桜井駅前交番管内	
自転車関連事故	119	39